

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日には、翌日が休日となる場合)

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◆告示

生活保護法による指定医療機関の所在地の変更

生活保護法による指定医療機関の指定の辞退

保険医療機関の指定

保険医等の登録

結核予防法による指定医療機関の辞退

被爆者一般疾病医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

飼料の試験の結果の概要

開発行為に関する工事の完了（二件）

選舉管理委員会の招集

告示

鳥取県告示第三百八十八号

鳥取県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があつたので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条の規定により告示する。

名 称	所 在 地		變 更 年 月 日
	變 更 前	變 更 後	
橋本歯科医院	岩美郡国府町大字宮下四六〇	岩美郡国府町新通一里三丁目三四八	昭和五十九年四月一日
はた薬局	岩美郡国府町大字宮下四六〇	岩美郡国府町新通二丁目二五三	"

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
江頭歯科医院	鳥取市田園町四丁目三六一	昭和五十九年二月二十一日
辰見医院	東伯郡北条町大字弓原四〇六	昭和五十九年三月二十八日

鳥取県告示第三百九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野津医院	鳥取市卯垣一四〇一一	昭和五十九年四月二十三日
山井内科医院	米子市西福原一九一	"
松本外科医院	米子市河崎一四一四	昭和五十九年四月十七日

鳥取県告示第三百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
中寺尚志	鳥医第三、〇二一五号	昭和五十九年四月五日
石井まどか	鳥医第三、〇二一六号	昭和五十九年四月七日
藤田和寿	鳥医第三、〇二一七号	"
松田純子	鳥医第五三四号	"
宝意幸治	鳥医第三、〇二一九号	昭和五十九年四月十日
川口徳久	鳥医第三、〇三〇号	昭和五十九年四月十一日

鳥取県告示第三百九十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に

基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県告示第三百九十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年五月十一日

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
森歯科医院	境港市外江町三五四七	昭和五十九年三月三十一日

鳥取県告示第三百九十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森歯科医院	鳥取市今町二丁目二二〇	昭和五十九年四月二十七日

鳥取県告示第三百九十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十九年五月十一日

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間

実 施 地

実 施 場 所

昭和五十九年六月十三日から
昭和六十一年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第一百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日

実 施 時 間

実 施 区 域

実 施 場 所

昭和五十九年 六月十三日 午前十時から

午後二時まで

米子市

米子市彦名公民館

昭和五十九年 六月十四日 "

"

米子市

米子市崎津公民館

昭和五十九年 六月十五日 午前十時から

午後三時まで

米子市

米子市和田公民館

昭和五十九年 六月十九日 午前十時から

午後二時まで

米子市

米子市夜見公民館

昭和五十九年 六月二十日 午前十時から

午後三時まで

米子市

米子市富益公民館

昭和五十九年 六月二十一日 午前十時から

午後二時まで

米子市

米子市夜見公民館

鳥取県知事第34回六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和三十八年法律第35号)第一十一条第五項の規定に據り、昭和五十九年四月二日受付た飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県知事 四 風 呂 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 年月 当	試験結果の概要										備考
				粗たん 質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	カルシ ウム	りん 塩基性 窒素	揮發性 水溶性 窒素	ペアシ ン消化率	D C P	T D N	M E
庄島市 船入醸工株式会社 庄島工場	西伯郡中山町田中163-3	肉牛用蛋白サブリメントB-32 乳牛用蛋白サブリメントC-32	59.2 59.3	35.4 32.4	2.9 2.0	5.7 8.0	14.4 11.2	4.15 2.69	0.90 1.08					
北九州州市 日華油脂株式会社 若松工場	萬歳	二種混合 ター	59.3	9.1	—	—	1.7	—	—					
姫路市 伊藤忠飼料株式会社 姫路工場	米子市蚊屋279 -7	⑤シーアイ印配合飼料 シーアイブロエースG シーアイ印配合飼料 シーアイブロエースF 山陰食鷄農業協同組合飼料基地	59.3 59.3 59.3 59.3	18.5 18.9 17.7 17.7	7.7 7.7 4.4 4.5	2.2 2.1 0.96 0.99	4.4 4.5 0.99 0.67	0.68 0.67 0.67 0.77						
		シーアイ印配合飼料 シーアイマスター シーアイ印配合飼料 シーアイブロエースS	59.3	23.4	7.3	2.6	5.1	1.01	0.77					

神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社本社 工場 米子支所	米子市昭和町10 鳥取県経済農業 協同組合連合会 肉牛用やまと育成	くみあい標準配合飼料 モーレツト くみあい標準配合飼料 スープーピングAマッシュ くみあい標準配合飼料 スープーピングBペレット くみあい配合飼料 黄金ペレット	59.4 59.3 59.3 59.3 59.3	13.7 12.7 3.4 18.7 16.5	3.1 4.0 5.0 4.8 4.2	5.9 6.7 6.7 4.8 4.2	6.1 0.96 0.67 0.71 0.71	1.01 0.48 0.48 0.48 0.48	0.55
注 1. 飼料の名称の欄中「 <u>●</u> 」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。									
2. 試験結果の摘要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対する過不足量（過不足量）を示す。									
鳥取県知事第三回正令									
次の開発行為に該当する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十一年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定による正令である。									
昭和五十九年五月十一日									
鳥取県知事第四回正令									
次の開発行為に該当する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十一年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定による正令である。									
昭和五十九年五月十一日									
鳥取県知事第五回正令									
次の開発行為に該当する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十一年法律第百四十九号）第三十六条第三項の規定による正令である。									
昭和五十九年五月十一日									

- 1 開発許可の年月日及び種類
- 2 昭和五十八年十一月二十日 鳥取県指令受付第11540号
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
- 4 境港市外江町字経塚及び字外荒山

昭和59年5月11日 金曜日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年三月七日 鳥取県指令受米土維第十三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北浜沖開

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和五十九年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年五月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和五十九年五月十五日（火）午前十時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 明るい選挙推進協議会中国ブロック研修会について